

事業者各位

枚方市総務部契約検査課長

## 担い手の確保及び適正な競争の確保に向けた取組の試行内容の見直しについて

本市では、これまでも、入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行っています。

令和 8 年度においては、令和 7 年度に試行した担い手の確保及び適正な競争の確保に向けた取組の試行内容を見直し、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 見直し内容

##### (1) 工事（低入札価格調査制度試行分）

予定価格 1 千万円以上 1 億 5 千万円未満の舗装工事及び造園工事の案件の一部の低入札価格調査制度対象型による発注の試行において、数値的判断基準値の見直しを行います。

	見直し後	現行
数値的判断基準値	原則として、調査基準価格と同額。 ただし、当該入札において、調査基準価格を下回る入札が 3 以上あるときは、直接工事費×97%+共通仮設費×80%+現場管理費×80%+一般管理費等×30%により得られる額とする。	予定価格以下の有効な入札の入札金額の平均の 85 パーセント（調査基準価格を上回っている場合は、調査基準価格）と予定価格の 75 パーセントのいずれか高い値

##### (2) 委託（低入札価格調査制度試行分）

積算に公共工事設計労務単価を用いることを示した除草業務委託及び樹木管理業務委託の案件の一部の低入札価格調査制度対象型による発注の試行において、調査基準価格及び数値的判断基準値の見直しを行います。

	見直し後	現行
調査基準価格	AとBのいずれか高い方の額。 A 雇用に伴う必要経費＋一般管理費等×30%により得られる額 B 直接工事費×100%＋共通仮設費×100%＋現場管理費×30%＋一般管理費等×30%により得られる額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
数値的判断基準値	原則として、調査基準価格と同額。 ただし、当該入札において、調査基準価格がBの額であり、かつ、調査基準価格を下回る入札が3以上あるときは、調査基準価格の項Aの額とする。	予定価格以下の有効な入札の入札金額の平均の85パーセント（調査基準価格を上回っている場合は、調査基準価格）

## 2. 実施時期

令和8年4月1日以後に発注公告をする案件から実施します。